

# 裁量労働制実態調査 用語の解説

## 「適用事業場」

裁量労働制を適用している事業場をいう。

## 「非適用事業場」

裁量労働制を適用していない事業場をいう。

## 「専門型裁量労働制」

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 38 条の 3 の規定に基づく専門業務型裁量労働制をいう。

対象業務は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務及び同項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する業務である。

## 「企画型裁量労働制」

労働基準法第 38 条の 4 の規定に基づく企画業務型裁量労働制をいう。

## 「常用労働者」

下記の①・②のいずれかに該当する労働者をいう。

- ①期間を定めずに雇われている者
- ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、以下の者についても、上記①・②のいずれかに該当すれば、常用労働者となる。

- ・ 取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者
- ・ 事業主の家族であって、その事業場に常時勤務して給与の支払を受けている者
- ・ 短時間労働者

### ※派遣労働者について

- ・ 事業場が派遣元事業場の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記の①・②のいずれかに該当すれば常用労働者に含める（登録しているだけで雇用契約のない者は含めない）。
- ・ 事業場が派遣先事業場の場合、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、派遣元事業場から

派遣されている者は常用労働者に含めない。

### 「短時間労働者」

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう（短時間正社員を含む。）。

### 「所定労働時間」

就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び1週間の所定労働時間とする（休憩時間、残業時間は含まない。）。

労働者の種類等によって異なる場合は、フルタイムの常用労働者に適用されている所定労働時間数とする。1週間当たりの所定労働時間が週によって異なって定められている場合は、平均の1週間当たりの所定労働時間とする。

### 「1日のみなし労働時間」

労使協定又は労使委員会の決議に基づき適用労働者が1労働日において労働したものとみなされるみなし労働時間をいう。労働者によって異なる場合は、その業務において最も多くの労働者に適用されているものとする。